

岡山県防災アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 県の防災力の向上に資するため、防災に関して専門的な立場からの助言を行う、岡山県防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(委嘱及び任期)

第2条 アドバイザーは、防災に関する専門的な知識又は経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、委嘱の日から第5条の規定により解嘱されるまでとする。

(業務)

第3条 アドバイザーは、県の要請等に応じて、次に掲げる事項について必要な助言を行う。

- (1) 県が行う災害応急対策に関すること。
- (2) その他、県が行う防災に関すること。

(報償費等の支給)

第4条 アドバイザーが業務に従事した場合、県の規定により、助言を求めた部局において報償費・旅費を支給する。

(解嘱)

第5条 知事は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱することができる。

- (1) 第3条に掲げる業務を行うことができなくなると認められるとき
- (2) 本人が希望するとき

(事務処理)

第6条 この要綱に関する事務は、岡山県危機管理課が行う。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。